

給水装置工事設計・施行基準

平成29年4月

常陸大宮市上下水道部水道課

目 次

第1章 総 則

1.1 趣旨	1
1.2 適用の疑義	1
1.3 用語の定義	1
1.4 給水装置の種類	2
1.5 給水装置工事の種類	2
1.6 給水方式	2
1.7 水道メータ設置基準	3

第2章 給水装置の構造及び材質

2.1 給水装置の構造及び材質の基準	8
2.2 給水装置の材料	8

第3章 給水装置の設計

3.1 調査	1 1
3.2 協議	1 1
3.3 給水方式の決定	1 2
3.4 給水管口径の決定	1 2
3.5 給水管の使用範囲	1 3
3.6 給水管の分岐	1 3
3.7 止水設備	1 5
3.8 メータ	1 5

3.9	メータ設備	16
3.10	給水管の布設	18
3.11	給水管の保護	20
3.12	逆流防止	21
3.13	給水装置に係る用具の設置	21
3.14	給水管の撤去	21
3.15	道路工事	21
3.16	設計図作成	22

第4章 申請と審査

4.1	申請（条例第8条）	26
4.2	工事費等の負担	26
4.3	審査	27

第5章 施 工

5.1	工事の施工	28
5.2	工程策定上の留意事項	28
5.3	許可の取得等	28
5.4	道路掘削工事に当たっての注意事項	28
5.5	施工準備	29
5.6	保安設備	29
5.7	土工事	29
5.8	配管工事	31
5.9	撤去工事	35